開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(目時重雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第8回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(目時重雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、2番、栗山忠三君、3番、 本田佳子君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長(目時重雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長(小笠原憲昭君) 本議会についての議会運営委員会を去る11月18日に開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の一部改正4件、令和2年度補正予算6件となっております。 したがいまして、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いた します。

○議長(目時重雄君) お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日

間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第107号~議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第3、議案第107号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第108号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第109号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第110号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを、関連がありますので一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第107号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第108号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第109号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第110号 小坂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第107号の一般職の職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考に、給与条例の改定を行ってきております。

本年度も、人事院が10月7日に国家公務員の特別給について勧告を、10月28日には月例

給についての報告を行い、それを受け政府は、その勧告及び報告どおり実施することを11月 6日の閣議において決定いたしました。

また、秋田県人事委員会においても、10月22日に県職員の給与に関する報告及び勧告を、 11月6日にも報告を行い、秋田県ではその報告及び勧告に従った条例改正案を11月26日開 会の秋田県議会に提出することとしております。

本議案で提案いたします改正内容でございますが、期末手当の引下げについて、秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。

期末手当につきましては、一般職員の年間支給月数を0.05月、再任用職員も0.05月引き下げることとし、これまでの一般職員の年間支給月数を4.35月から4.3月に、再任用職員は2.3月から2.25月に改めるものであります。

この引下げ分については、令和2年度においては、一般職員及び再任用職員とも現行の12 月支給分から0.05月を引き下げ、令和3年度以降においては、現行の6月及び12月支給分をそれぞれ一般職員が2.15月、再任用職員が1.125月とするものであります。

令和2年度分については、令和2年12月1日からの施行とし、令和3年度以降の分については、令和3年4月1日の施行とします。

以上の改定の内容については、小坂町職員労働組合との交渉を行い、了解を得たものであります。

議案第108号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.05月引き下げ、現行3.25月を3.2月とする規定に改めるものであります。

支給月数は、令和2年においては現行の12月支給分から0.05月引き下げ1.575月に、令和3年度以降においては現行の6月及び12月支給分から、それぞれ0.025月引き下げ1.6月とするものであります。

令和2年度分については、令和2年12月1日からの施行とし、令和3年度以降の分については、令和3年4月1日の施行といたします。

議案第109号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきましても、常勤の特別職と同様に、職員に準じて期末手当の支給月数を年間0.05月引き下げて支給する規定に改め、各支払期での支給月数及び施行期日も常勤の特別職と同様といたします。

議案第110号の会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

会計年度任用職員につきましては、一般職の職員の給与条例を準用していることから、期末手当の支給月数を年間0.05月引き下げ、現行1.25月を1.2月とする規定に改めるものであります。

支給月数は、令和2年度においては現行の12月支給分から0.05月引き下げ、0.575月とするものであります。令和3年度においては、年間支給月数が一般職員の75%としていることから、6月及び12月支給分がそれぞれ0.91875月となります。

施行期日については、一般職員と同様といたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(山崎 明君) それでは私の方から、詳細について説明をいたします。

議案審議の参考の1ページ、2ページに今回の改正の概要を示しております。3ページから7ページまでにつきましては、改正に係る新旧対照表を掲載しております。

1ページ、2ページの概要資料を用いて今回の改正の内容を説明いたします。

今回の改正につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおり、国の人事院及び秋田県 人事委員会の勧告に準拠し行うものであります。

議案第107号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、期末手当の見 直しを規定いたしました。

- (1)の改正条例第1条では、民間の年間支給割合にあわせ、期末手当の年間支給月数の変更としまして、一般職員分につきましては、年間4.35月を0.05月引き下げ、4.3月とするものであります。令和2年度においては既に6月期分を支給済みとなっておりますので、引下げ分につきましては12月期支給分から引き下げます。再任用職員についても期末手当を0.05月引き下げ、12月期から引き下げて支給するため、令和2年12月1日の施行といたします。
- (2)の改正条例第2条の期末手当の年間支給月数の変更についてであります。令和3年度以降の支給月数については、一般職員の期末・勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を変更し、それぞれ期末・勤勉手当を合わせて2.15月ずつといたします。再任用職員につきましても同様に1.125月に変更し、令和3年4月1日の施行といたします。

また、職員の期末手当の年間支給月数の改正に伴い、議案第108号では、町長、副町長、

教育長の特別職の、議案第109号では小坂町議会議員の、議案第110号では会計年度任用職員の、それぞれ期末手当の年間支給月数も改正しております。

以上で説明を終わります。

○議長(目時重雄君) これより議案第107号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第107号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第108号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第108号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第109号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第109号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第110号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第110号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第7、議案第111号 令和2年度小坂町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

O議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第111号 令和2年度小坂町一般会計補正予算(第8号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者などへの検査助成事業を新たに措置したほか、給与改定などに伴う人件費の調整を行っております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者などへの検査助成事業に係る国庫補助 金を計上したほか、一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を減額しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,273万2,000円の減額となり、補正後の 歳入歳出予算の総額を49億5,353万5,000円にするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま すようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(目時重雄君) 総務課長。
- ○総務課長(山崎 明君) それでは、一般会計補正予算(第8号)の詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。併せて、項目ごとに係る歳入 についても説明をいたします。

まず、1款1項1目議会費では、先ほど可決いただきました議員の期末手当の改定に伴う

議員期末手当58万8,000円、職員の異動及び期末手当改定に伴う15万6,000円をそれぞれ減額しております。この後の各項目においても、職員の異動及び期末手当改定により職員人件費などを調整しておりますが、同様の人件費の調整の説明は省略させていただきます。

続いて、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。1節の会計年度任用職員報酬の減は、当初予定していた一般事務が1人減となったことによるものです。

8ページに移ります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費です。27節は、国民健康保険特別会計に対する繰出金として人件費の調整等により1万8,000円を追加しております。7目介護保険費も同様で、介護保険特別会計保険事業勘定分の人件費調整の予算補正に伴い17万円を減額しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費の12節業務委託料は、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者等への検査助成事業として、222人分を措置しています。財源内訳の国県支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る高齢者等への検査助成事業の国庫補助基準額の2分の1として222万円を追加しています。3項1目診療所費は、歯科診療所特別会計補正予算の人件費調整に係る繰出金を350万円減額したものです。

7款1項商工費、6目国際交流推進費です。1節会計年度任用職員報酬及び4節社会保険料は、国際交流員に係るもので、7月末で退任後、後任者が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により来日できていないことから、8月から12月までの5か月分を減額したものです。続いて10ページに移ります。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費です。人件費調整に伴う下水道事業特別会計 補正予算に係る収支調整分として、繰出金134万2,000円を減額しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。1節の会計年度任用職員報酬の減は、 当初予定していた学校生活サポート員6人が5人となったことによるものです。4項社会教 育費、1目社会教育総務費の会計年度任用職員報酬は、放課後児童支援員6人採用のところ、 4人となったことから減額しております。

続きまして、歳入で減額した一般財源について説明いたします。 6 ページをお開きください。

人件費等の減額により、一般財源は18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を減額して調整しております。

以上で、一般会計補正予算(第8号)の説明を終わります。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第8、議案第112号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第112号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,179万4,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、人事異動及び給与改定に伴う人件費の増額によるもので、一般管理費を1万8,000円増額しております。

併せて、歳入で一般会計繰入金を1万8,000円増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第9、議案第113号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第113号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算(第4号) について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額から歳入歳出とも17万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億 2,181万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額によるもので、一般管理費 を17万円減額しております。

併せて、歳入で地域支援事業繰入金を7万4,000円、その他一般会計繰入金を9万6,000円 円それぞれ減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げま して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第113号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第10、議案第114号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第114号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6,021万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、会計年度任用職員が当初採用予定数に対し1名減となったこと及び給 与改定などに伴う人件費の減額によるもので、総務費を350万円減額するものであります。

併せて、歳入で一般会計繰入金350万円を減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第11、議案第115号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第115号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも134万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,138万6,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額によるもので、下水道管理費を134万2,000円減額しております。

併せて、歳入で一般会計繰入金を134万2,000円減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第12、議案第116号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算 (第3号)を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長(細越 満君) 議案第116号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の既決額から29万7,000円減額し、2 億5,037万5,000円にするものであります。

その内容は、給与改定に伴う人件費の減額によるもので、水道事業費用第1項営業費用2 億372万円から29万7,000円減額し、2億342万3,000円にするものであります。

また、人件費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費についても同額を減額し、539万4,000円に改めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(目時重雄君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第116号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(目時重雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前10時46分